

議案第八十二号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年五月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年五月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該年度分として納付した又は納付すべき」を「当該年度分の」に、「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

第五条中「千八百円」を「二千二百円」に改める。

第五条の二中「二千七百円」を「三千二百円」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2. 第九条の規定によつて課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

第十条第十項第二号中「当該世帯主の所得割額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を含む。）の数の逆数を乗じて得た額」を「当該世帯主の所得割額に当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者（当該世帯主を含む。）の数に対する割合を乗じて得た額」に改める。

第十条の二第一号中「七百八十円」を「千八十円」に、「千七百円」を「千六百二十円」に、同条第二号中「五万円」を「六万五千元」に、「五百二十円」を「七百二十円」に、「七百八十円」を「千八十円」に改める。
附則に次の二項を加える。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十四条第一項の譲渡所得を有する場合における第三条第一項及び第三項（第三条）、第九条の二第一項並びに第十条の二の規定の適用については、これらの規定（第三条第三項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第三条第三項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十五条第一項の譲渡所得を有する場合について適用する。この場合において、前項中「法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和四十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）

3 新条例附則第四項及び第五項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六号）附則第十五条又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十九条の規定により適用される法附則第三十四條又は第三十五條の規定の適用がある場合には、昭和四十五年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新条例附則第四項中「昭和四十六年度から」とあるのは、「昭和四十五年度から」とする。